徳山労働基準監督署からのお知らせ

~年末・年始を迎えるにあたって~

1 労働災害の防止について

(1)令和6年度 年末年始無災害運動(12月1日~1月15日)

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和 46 年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で 54 回目を迎えます。

年末年始は大掃除等の非定常時作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなります。

各事業場におかれましては、非定常時作業における安



全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検等に留意いただきますようお願いします。

(2)徳山労働基準監督署管内における災害の発生状況

本年 11 月末現在における災害発生状況(速報値)は下表のとおりです。死亡災害は発生しておらず、休業 4 日以上の労働災害は 91 件(前年同月比: +4.6%)となっています。

事故の型では、転倒災害(27.5%)が一番多く、次いで墜落・転落(17.6%)、飛来・落下(9.9%)の順となっています。また、60歳以上の高年齢労働者の災害が37.4%を占めています。

業			種		死亡 (前年同期値)		休業災害	슴 計	構成比※	対 前増 減	f 年 域 数	増 減 率	高年齡労働者(60歳以上)					
										増 減		増 減 率	死亡	休業災害	숨 計	構成比※	占有率	
全	:		産		業		(2)	91	91	100.0%		+4	+4.6%		34	34	100.0%	37.4%
製	Į		造		業		(1)	20	20	22.0%		-2	-9.1%		6	6	17.6%	30.0%
釛					業							-1	-100.0%					
建			設		業			14	14	15.4%		+2	+16.7%		2	2	5.9%	14.3%
通	<u> </u>	俞	交	通	業			8	8	8.8%		+1	+14.3%		2	2	5.9%	25.0%
貨	. ‡	勿	取	扱	業			1	1	1.1%		±0	±0.0%					
農			林		業		(1)	2	2	2.2%		-1	-33.3%		2	2	5.9%	100.0%
善	産	•	水	産	業			1	1	1.1%		±0	±0.0%					
第	Ξ	Ξ	次	産	業			45	45	49.5%		+5	+12.5%		22	22	64.7%	48.9%
	小		売		業			7	7	7.7%		-11	-61.1%		5	5	14.7%	71.4%
	社:	会	福祉	止施	設			6	6	6.6%		+2	+50.0%		3	3	8.8%	50.0%
	飲		食		店			7	7	7.7%		+3	+75.0%		4	4	11.8%	57.1%
	その	他(か第:	三次点	産業			25	25	27.5%		+11	+78.6%		10	10	29.4%	40.0%

各事業場におかれましては、年末年始特有の災害の防止に加え、転倒災害や高年 齢労働者の災害防止にも、ご留意ください。

2 電子申請手続きについて

(1) 労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化

令和7年1月1日より、以下の手続きが義務化されます。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- ・ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



詳細はこちら

(2)「じん肺健康診断」に関する報告

報告の様式を正しくは「じん肺健康管理実施状況報告」と言います。

法令で健康診断実施後に遅滞なく報告を求めているものとして、「有機溶剤等健康診断結果報告」、「特定化学物質健康診断報告」等があるので、じん肺健康診断の結果についても遅滞なく報告をされる事業場がありますが、これは誤りです。

① 報告の時期は毎年1月~2月

「じん肺健康管理実施状況報告」は毎年 12 月 31 日現在における健康管理の実施状況を翌年 2 月末までに所轄労働基準監督署経由で所轄労働局長に報告することになっています。

② じん肺健康診断の有無にかかわらず、毎年報告が必要

「じん肺健康管理実施状況報告」という名称が示すとおり、同報告は健康診断結果の報告のみならず、粉じん作業ごとの従事労働者数や、じん肺管理区分ごとの労働者数も報告する様式となっています。

事業場によっては、「管理区分 1 」の労働者しかおらず、新規就業者もいない場合には、その年にじん肺健康診断を実施した労働者数が 0 人というケースもあり得ますが、その場合にも報告が必要です。

本件「お知らせ」、または労働に関するご質問、ご相談等ありましたら、ご遠慮なく、当署までお問合せください。



徳山労働基準監督署

〒745-0844 周南市速玉町3-41 Tel (0834) 21-1788